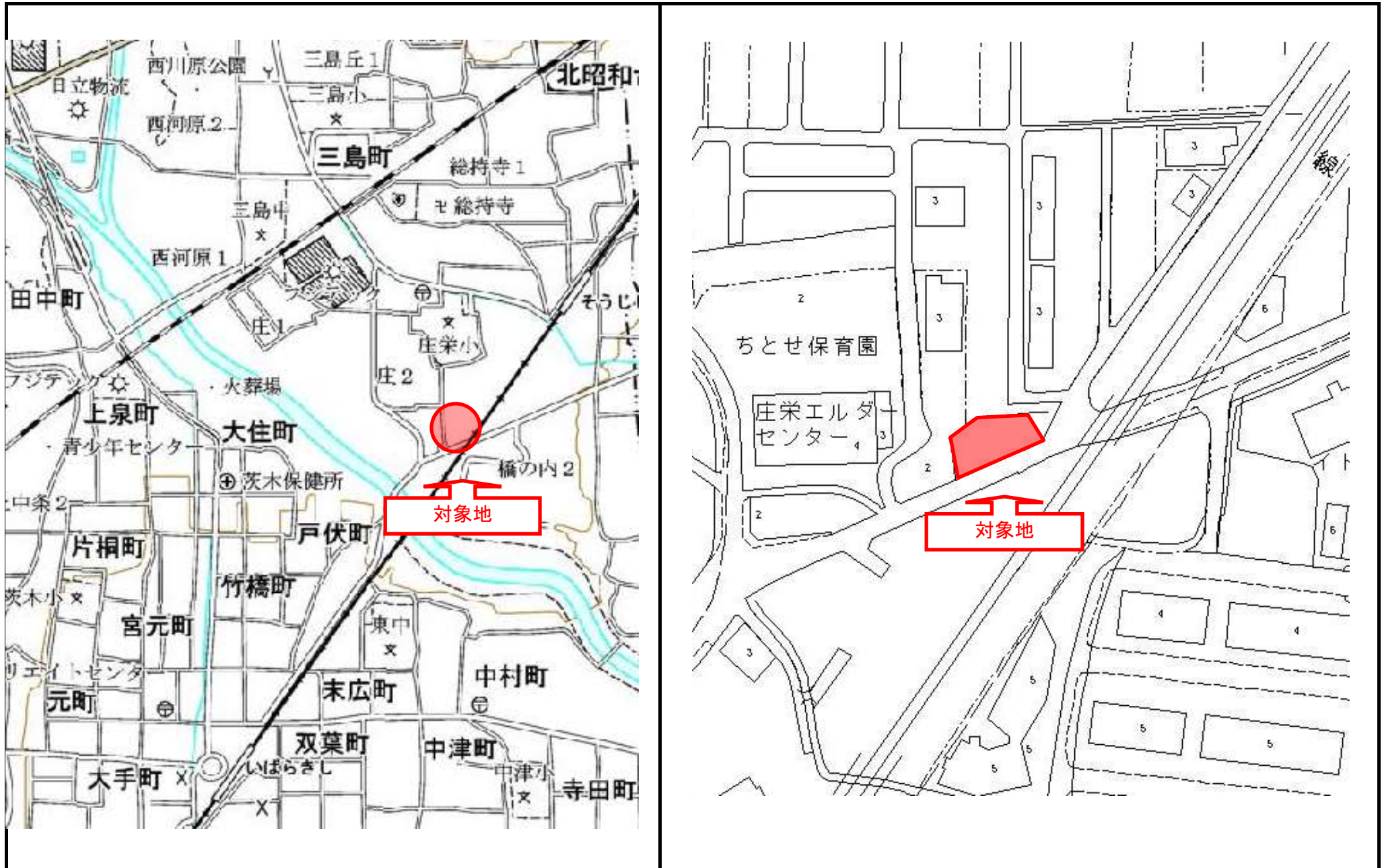


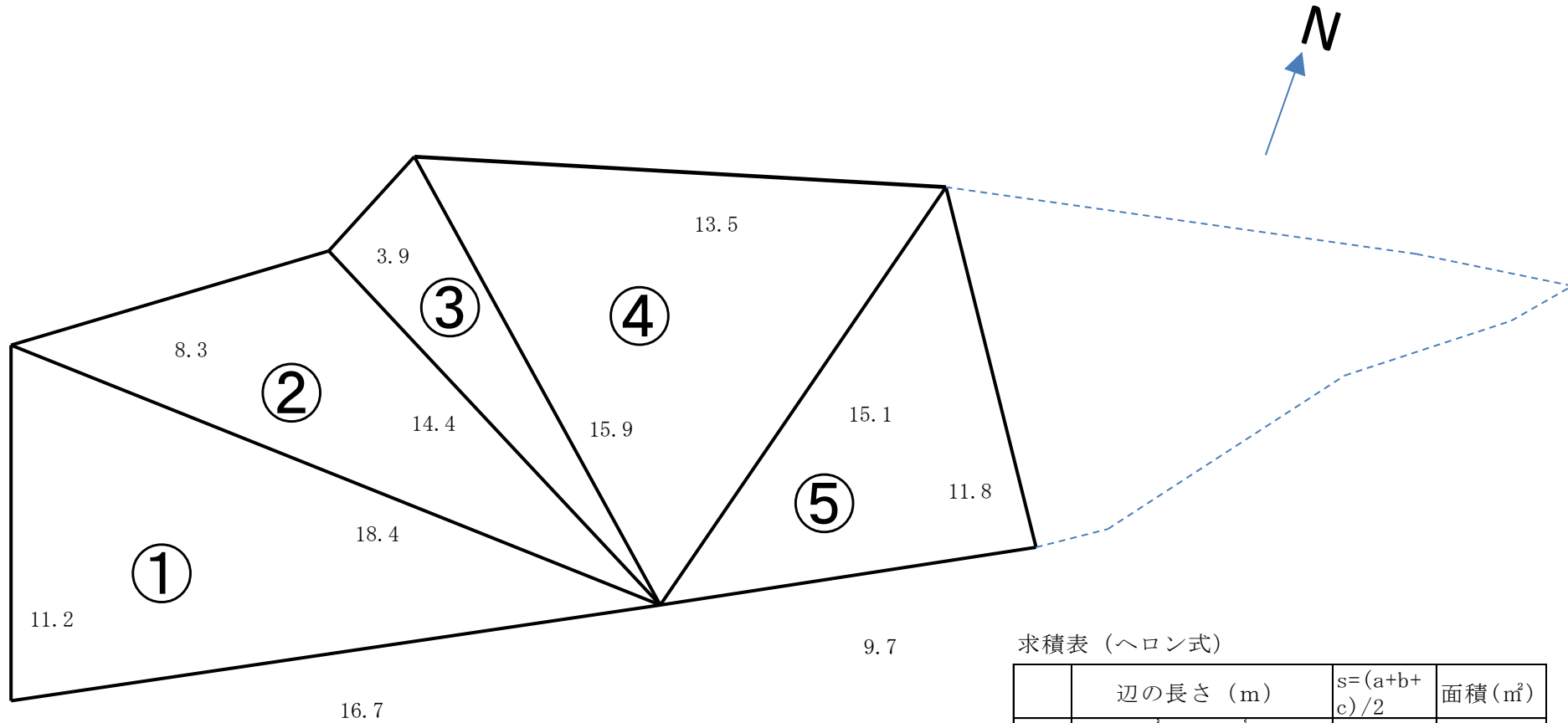
物 件 明 細

| | | | | |
|---------------------------|---|---|-------------------------------------|---------------------------------------|
| 物件番号 1 | 所在地 (住居表示) 茨木市庄二丁目89番1外4筆の一部 (茨木市庄二丁目6番31付近) | 地目 宅地 田 | 交通 機関 阪急京都本線 総持寺駅 南西約 400m | 最低 使用料 (年額) 1,382,300 円/年 |
| 土地の概要 | | | 特記事項 | |
| 面積 | 使用許可対象面積 328.03 m ² | 1 平面駐車場(コインパーキングを含む)等平面利用を想定しております。なお、当該物件の地下には下水道の管渠がありますので、上載荷重は1.0t/m ² までにして下さい。 (お問い合わせ先:北部流域下水道事務所 維持管理課 管理グループ 電話 072-620-6671(代)) | | |
| 接面道路 の 状況 | 南側:府道・幅員約7.0m・舗装有・高低差無 | 2 現地におけるネットフェンスなどの施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府北部流域下水道事務所と協議し、承諾を得てください。 なお、撤去、形状変更及び整備に要する費用は全て使用者の負担となります。 また、今回使用許可する部分と引き続き本府が管理する東側隣接地との境を使用者においてネットフェンス(既設ネットフェンスと同等以上)で区切って下さい。 そのため、現存するネットフェンス門扉(東端)からの出入りはできません。 現地への車両等の出入りについては、大阪府茨木土木事務所及び茨木警察署と協議してください。 (お問い合わせ先) 北部流域下水道事務所 維持管理課 管理グループ 電話 072-620-6671(代) 大阪府茨木土木事務所 管理課 管理グループ 電話 072-627-1121(代) 大阪府茨木警察署交通課 電話 072-622-1234 (代) | | |
| 法令に 基づく 制限 | 市街化区域内 | | | |
| | 都市 計画法 | 用途地域 | 第一種住居地域 | |
| | | 地域地区 | — | |
| | | 建ぺい率 | 60% | 容積率 200% |
| その他 の 法令等 | ・建築基準法 ※その他の法令等については、各関係部署にお問い合わせください。 | | | |
| その他条件 | | 3 開発行為及び建築行為については、茨木市と協議してください。 (お問い合わせ先) 茨木市 都市整備部 審査指導課 電話072-620-1661 | | |
| | | 4 雨水・汚水は道路に流さないでください。排水処理については、開発行為等に関する協議と併せて、茨木市と協議してください。 (お問い合わせ先) 茨木市建設部 下水道施設課 電話072-620-1667 | | |
| | | 5 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、すべて使用者において行ってください。なお、隣接土地所有者等との協議については、大阪府は関与いたしません。 | | |
| | | 6 対象地西側の大木の取り扱いについては、使用者において、隣接土地所有者等と協議し、必要な措置を行ってください。 | | |
| | | 7 対象地下(地下約6m)に東西に横断する本府所管の流域下水道管が敷設されており、本府が当該流域下水道管の工事・点検等の際には、対象地東側の土地(使用許可対象外)に立ち入って行いますので、ご協力をお願いします。 | | |
| 供給 処理 施設 の 状況 | 区分 | 配管等の状況 | | 照会先及び電話番号 |
| | 公営水道 | 本管 | 引込管 | 茨木市水道部営業課 072-620-1691 |
| | | 有(北側市道) | 無 | |
| | 電気 | 配電線 | 引込線 | 関西電力(株)大阪北支店高槻営業所 0800-777-8018 |
| | | 有(隣接市道) | 無 | |
| 都市ガス | 本管 | 引込管 | 大阪ガス(株)マップメンテセンター 06-6202-2141 | |
| | 無 | 無 | | |
| 公共下水道 (汚水) | 本管 | 引込管 | 茨木市建設部下水道施設課 072-620-1667 | |
| | 有(南側府道) | 無 | | |
| | | 8 本物件は、国の補助を受けて取得した土地であるため、使用許可に際しては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第22条の規定により近畿地方整備局長の承認が必要で、現行の承認は平成30年3月31日までとなっております。(現在の承認条件を変更する事は出来ません。)従って、平成30年4月1日以降の使用許可については、大阪府が改めてする期間延長の変更承認申請に対し承認があった場合に使用許可するものとします。 なお、使用許可申請は、応募時に提示した使用目的で許可申請してください。 また、使用許可申請時に提出された行政財産使用許可申請書等の使用目的を抜本的(駐車場から資材置場など)に変更して使用することはできません。 | | |

(1)位置図(物件番号:第1号)



(2) 平面図・丈量図(物件番号: 第1号)



求積表 (ヘロン式)

| 点番 | 辺の長さ (m) | | | $s = (a+b+c)/2$ | 面積 (m ²) |
|----|----------|------|------|-----------------|----------------------|
| | a | b | c | s | |
| ① | 11.2 | 18.4 | 16.7 | 23.15 | 92.063 |
| ② | 18.4 | 8.3 | 14.4 | 20.55 | 57.694 |
| ③ | 14.4 | 3.9 | 15.9 | 17.10 | 27.043 |
| ④ | 15.9 | 13.5 | 15.1 | 22.25 | 94.018 |
| ⑤ | 15.1 | 11.8 | 9.7 | 18.30 | 57.215 |
| 合計 | | | | | 328.033 |